

財務省告示第二十四号

個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を変更したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規定に基づき、個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を定めた件（平成十七年十二月一日財務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から適用する。

平成十八年一月十七日

財務大臣 谷垣 禎一

「、東京三菱銀行」を「、三菱東京UFJ銀行」に改め、「、ユーエフジエイ銀行」及び「、奈良銀行」を削り、「、日の出農業協同組合」を「、淡路日の出農業協同組合」に改める。